

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

- 字の区域の変更
- 土地改良法による換地処分
- 保安林の指定
- 保安林の指定の解除予定
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所

## 告 示

### 鳥取県告示第八百五十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）

第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による山守地区第一工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年八月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

|                 |  |
|-----------------|--|
| 区域を変更する<br>字の名称 | 同上の区域（昭和五十六年二月一日現在の地番による。）   |
| 大字堀字荒田          | 大字堀字荒田のうち七九八の二から七九八の六まで以外の区域   |
| 大字堀字西権現堂        | 大字堀字西権現堂のうち九六九の二二及び九六九の二三以外の区域   |
| 大字堀字後ロ山         | 大字堀字後ロ山のうち九七〇の二、九七〇の三、九七五の三、九七六の三、九七九の四、九八五の二及び九八五の三以外の区域  |
| 大字堀字和谷尻         | 大字堀字和谷尻のうち一〇一一の三の一部、一〇一八から一〇二一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇一八、一〇一九及び一〇二一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字堀字荒田七九八の二から七九八の六まで、大字堀字後ロ山九八五の二の一部及び九八五の三並びに大字堀字下和谷一〇三八の一部及び一〇三九の二の一部 |
| 大字堀字下和谷         | 大字堀字下和谷のうち一〇三八の一部及び一〇三九の二の一部以外の区域、大字堀字後ロ山九七九の四及び九八五の二の一部、大字堀字和谷尻一〇一一の三の一部、一〇一  |

|          |   |
|----------|---|
| 大字堀字中和谷  | 八から一〇二一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇一八、一〇一九及び一〇二二と一体をなす国有地の一部並びに大字堀字中和谷一〇四の四の一部、一一〇五の一部、一一〇六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部   |
| 大字堀字中和谷  | 大字堀字中和谷のうち一一〇四の一部、一一〇五の一部、一一〇六の二の一部、一一三四の一部、一一三五の一部、一一三六、一一三七の一部、一一三八の一部、一一四三の一部、一一六七から一一七〇までの一部、一一七一から一一七三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字堀字後口山九七〇の三、九七五の三及び九七六の三   |
| 大字堀字瀬戸   | 大字堀字瀬戸の全域、大字堀字西権現堂九六九の二二及び九六九の二三、大字堀字後口山九七〇の二、大字堀字中和谷一一三四の一部、一一三五の一部、一一三六、一一三七の一部、一一三八の一部、一一四三の一部、一一六七から一一七〇までの一部、一一七一から一一七三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字堀字奥和谷一一一七から一二二四まで、一二二六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字堀字瀬戸上一三三四の一四、一三三四の一五及び一三三五の二から一三三五の四まで |
| 大字堀字奥和谷  | 大字堀字奥和谷のうち一一二七から一二二四まで、一二二六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域  |
| 大字堀字瀬戸ノ上 | 大字堀字瀬戸ノ上のうち一三三四の一四、一三三四の一五及び一三三五の二から一三三五の四まで以外の区域   |

鳥取県告示第八百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、関金町から同町が行う土地改良事業に係る山守地区第一工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年八月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和五十七年八月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林の所在場所

- 八頭郡河原町大字小河内字兵円坂二三八、二三八次一、二四五の一、字大鳴三二三、七四〇の一、七四〇の三、七四二の一、七四二の二、字小原五二一、八二四、八二四の一、字岡七四六、七五一の一、七五一の二、七五一の四、字裏坂六二三の一七、字奥山六二三の四八、六六三次五、七三〇次一から七三〇次三まで、七七六次一、七七九、九三三

の 一 から九三三の三まで、九三三の一八、九三三の一九、九三三の四四、九三三の五二、九三三の五四、九三三の五五、九三三の六六、九三三の六九、九三三の七七、九三三の九七、九三三の一〇〇、九三三の一〇二、九三四の 一 から九三四の五まで、九三四の一七、九三四の一八、九三四の二〇、九三四の二三、九三四の四九、九三四の五一、九三四の五四、九三四の五五、九三四の六一、九三四の七八、九三四の八二、九三四の九八、九三四の九九、九三四の一四八、九三四の一五三、九三四の一五六、九三四の一六一、九三五の二から九三五の四まで、九三五の一、九三五の一二、九三五の一九、九三五の二〇、九三五の四七、九三五の四八、九三五の五〇、九三五の六五から九三五の六七まで、九三五の六九、九三五の七一、九三五の七二、九三五の一一七、九三五の一三二から九三五の一三四まで、九三五の二〇一、九三五の二〇五、九三五の二一〇、九三五の二一一、九三五の二四〇、九三五の二六二、九三五の二八一、九三五の二八二、九三五の二八四、九三五の二九一、九三五の二九二、九三五の二九六から九三五の二九九まで、九三五の三〇一から九三五の三〇九まで、九三五の三一二から九三五の三一七まで、字滑渡り六二八次五、六二八次六、字析ヶ谷六四一次一、六四一の二、六五二次五、六五三次六、九三二の二、字俵ヶ谷六六の一、六六六の三、六六七の一三、六七六の三、六七六次一二、七八〇の一、字笹ヶ谷六八五次四、六九六次一、七七七、七八三の一、七八三の三、七八三の六、七八三次七、七八三の八、七八三の一六、七八三の二〇、七八三の二四、七八三の二六、七八三の二七、七八三の三七、七八三の四一、七八三の四五、七八三の五〇、字山ノ神六九八の一、六九八次三、六九八次四、七八二、七八四、七八四次一、七八四次二、七八五から七八七まで、七八八の一、七八八

の二、字治右エ門田七二二の四、七二二の六、七二二次七、七二二次一〇、七二二次一一、七二二次一四、七二二の一六、七二二の四二、七二二の四四、字奥持出七七六の 一 から七七六の四まで、七七六の六、七七六の七、字地岡七八九次一、七八九次二、七八九次五、七八九次六、七八九の二一

## 二 指定の目的

### 公衆の保健

## 三 指定施業要件

### 1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字兵田坂二三八、二三八次一、二四五の一、字大鳴三二三、七四〇の一、七四〇の三、七四二の一、七四二の二、字小原五二二次一、八二四、八二四の一、字岡七四六、七五一の一、七五一の二、七五一の四、字奥山九三三の一、九三三の一〇二、九三四の八二、九三五の二八二、九三五の三〇四、九三五の三〇五、字地岡七八九次一

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百六十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和五十七年八月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字土地字扇ノ山八七八の一、八七八の五、八七八の六、  
八七八の八（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び国府町  
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百六十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二十九条第一項の規  
定に基づき、鳥取市卯垣滝山土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届  
出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年八月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名 住 所

伊藤 憲 男 鳥取市滝山三〇〇

太田 亨 鳥取市立川町二丁目四五八

小林 庄 鳥取市卯垣四丁目三〇六

竹内 恒 次 鳥取市小西谷三三

谷口 晃 一 鳥取市永楽温泉町五〇五

武田 整 二 鳥取市片原四丁目二一二

広田 喜代治 鳥取市卯垣一五三

福田 富雄 鳥取市滝山三五五

馬淵 深 一 鳥取市卯垣二丁目五〇七

馬淵 雄 鳥取市卯垣一丁目一〇三

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県 【定価一部一箇月千四百円（送料を含む。）】